

○美幌町全国・全道競技大会選手派遣費補助基準

(平成 30 年 4 月 1 日制定)

第 1 条 美幌町全国・全道競技大会選手派遣費補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）第 3 条に定めるところによるものとするが、競技大会の区分により次の要件を満たすものとする。

- (1) 特定非営利活動法人美幌町スポーツ協会（以下「スポ協」という。）加盟団体の成人が全国大会に出場する場合は、補助金交付申請時に美幌町に住所を有する者に限る。
- (2) 国民スポーツ大会に北海道選手団員として出場する者は、美幌町に住所を有する者に限りスポ協加盟の団体の有無にかかわらず補助対象とし、スポ協加盟団体に所属していない場合の申請者は選手個人とする。
- (3) 町外スポーツクラブに所属する中学生が全道及び全国大会に出場する場合は、美幌町に住所を有する者に限り補助対象とし、この場合の申請者は出場する選手個人の保護者とする。
- (4) オリンピック等競技大会に出場する場合は、申請者はスポ協加盟団体等とし、出場する者のスポ協加盟の有無は問わない。
- (5) 団体競技は、大会に定められた登録人員の範囲内で監督・コーチ・マネージャー・選手とする。（登録マネージャーは成人を対象とする）
- (6) 個人競技は、原則として選手のみとする。ただし、少年団等で高校生以下の選手が出場する場合は、必要と認められる最小限の指導者及び引率者を認めるものとする。

第 2 条 補助対象とする競技会の範囲は、補助要綱第 4 条に定めるところによる競技大会し、その他、特に事情等あるものは、その都度協議し決定する。ただし、公益財団法人日本中学校体育連盟並びに公益財団法人日本高等学校体育連盟が主催する大会は、補助要綱の対象から除くものとする。

2 補助対象区分及び補助金額(率)は次の表のとおりとする。

区分		全道大会	全国大会	国際大会
スポ協加盟 団体	予選有	補助対象外	対象経費の 1/3	協議
少年団	予選有	(選手) 対象経費の 2/3 (指導者) 対象経費の 2/3 (引率者) 対象経費の 1/2	(選手) 対象経費の 2/3 (指導者) 対象経費の 10/10 (引率者) 対象経費の 2/3	協議
	予選無	(選手) 対象経費の 2/3 (指導者) 対象経費の 2/3 (引率者) 対象経費の 1/2		協議
国民スポーツ大会		一人 15,000 円		
町外スポーツクラブに所属する中学生		一人 10,000 円	一人 15,000 円	協議
管内大会		選手送迎用のバス借上げに係る経費の 1/2		
備考				
<p>(1) スポ協加盟団体に属する高校生以下の者については、少年団の区分に準じる。ただし、少年団登録をしていない個人または団体については、本町に住所を有する者のみを補助対象とする。</p> <p>(2) 区分のうちスポ協加盟団体、国民スポーツ大会に出場する者又は町外スポーツクラブに所属する中学生が全道及び全国大会に出場する場合は、本町に住所を有する者のみを補助対象とする。</p> <p>(3) 指導者は、少年団本部に登録の有資格指導者とする。</p> <p>(4) 引率者は、指導者資格を有しない少年団本部登録指導者、保護者等をいう。</p> <p>(5) 管内大会は、全国・全道大会の予選を兼ねる大会とし、少年団に限り年度内 1 回とする。</p>				

3 予選を経ない全国・全道大会は、少年団登録者又は町外スポーツクラブに所属する中学生に限り、年度内 1 回のみ補助対象とする。ただし、標準記録等を突破若しくは全日本並びに北海道競技団体が出場に値する者として選考若しくは推薦された者が、全国大会及び全国大会の予選を兼ねた全道大会に出場する場合、年度内にそれぞれ 2 回を上限とし、予選有の大会と同様の補助対象とすることができる。

第3条 対象経費は大会開催地までの交通費及び宿泊費とする。

(1) 交通費は原則として、美幌駅から遠征先の最寄り駅までのJR運賃（片道80km以遠は特急料金を加算）及び競技会場までの公共交通機関の定める運賃で積算するものとする。ただし、鉄道を利用できない場所又は交通機関の運行状況等その他特別な事情により、次の交通手段も協議のうえ認めるものとする。

ア 航空機の場合、道外については、日程及び移動経路を考慮し航空機を利用する場合に限り、航空運賃を認める。

イ フェリーの場合、道外において、日程及び移動経路を考慮しフェリーを利用する場合に限り、フェリー運賃を認める。

ウ 貸切バスの場合、借り上げバスを利用する場合は、運行にかかる経費として経路による見積額に基づき積算する。

エ その他の交通手段は、競技大会に参加する経路及び日程等でやむを得ない事情により、その他の交通手段を用いて移動する場合は、別途協議のうえ積算するものとする。ただし、自家用車等による遠征にかかる車賃については、補助対象外とする。

2 宿泊費は、大会日程等でやむを得ない場合を除き片道100km以遠とし、一泊につき上限額を美幌町職員等の旅費に関する条例に基づき、道内甲地（札幌市及び道内温泉地（湯の川、定山溪、洞爺湖、登別、層雲峡、宇登呂、十勝川、温根湯、阿寒湖畔、川湯、弟子屈、朝里川、壮瞥））12,000円、道内乙地（道内甲地以外の地区）10,000円、道外14,000円とする。また、宿泊が祝日及び休日の前日となる場合は、宿泊料に2,000円を加算する。実費又は宿泊場所の斡旋がある場合は、上限額と比較し安価な方を宿泊費とする。ただし、開催時期や場所によって特別に考慮すべき事情が生じた場合は、事前に協議し決定する。

なお、宿泊については、大会日程の開会及び閉会時間により判断し、途中敗退の場合は、その敗退日までとするが、時間によっては前泊・後泊を認めるものとする。

3 主催者又は上部団体等からの補助がある場合は、その額を除いた額により算定する。

第 4 条 補助金の交付を希望する団体は美幌町補助金等交付規則（平成 15 年美幌町規則第 39 号）に基づき、交付申請及び実績報告を町長に提出するものとする。

第 5 条 この基準に沿わない特別な事情がある場合は別に協議し、教育長が決定する。

附 則

この基準は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

この基準は令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

この基準は令和 7 年 4 月 1 日より適用する。